

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 子育て環境の整備について (子ども・子育て関連3法の成立を受けて)</p> <p>「社会保障と税の一体改革」の重要な柱の一つとして、先の通常国会において「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律の趣旨は、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい制度をつくることであり、具体的には、①幼保連携型認定こども園制度の拡充、②認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育など地域型保育給付の創設、③地域の子ども子育て支援の充実、の3点に集約できると考えられます。</p> <p>この新しい制度の実施主体は市町村とされており、都道府県と国は市町村を重層的に支えることとなっています。本格的に制度が動き出すのは、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討されることになりますが、早ければ平成27年4月が想定されており、これから2ヶ年で取り組まなければならない事柄も数多く決められております。</p> <p>当市といたしましても、国の動向を見極めつつ、出来る限り円滑に新制度を導入できるよう準備を進める必要があるのではないかと考えます。</p> <p>(1) 今回の子ども子育て支援法の制定により、全ての自治体が事業計画を策定しなければならないことになっています。本市では、どのように対応する予定ですか。</p> <p>(2) 国においては、平成25年4月に「子ども・子育て会議」が設置される予定ですが、市区町村において「地方版子ども・子育て会議」を設置することは努力義務となっています。本市では、どのように検討されていますか。</p> <p>(3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、市町村において新たな条例等を策定する必要がありますか。</p> <p>(4) 新制度への移行にあたり、事業計画や条例の策定など、かなり膨大な準備が必要と考えられます。また、本格的な制度施行時には、一元的な実施体制を整備することが求められるますが、本市では、どのように対応されますか。</p>	市長